

老発 0226 第 5 号
令和 3 年 2 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 43 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、順次施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）の一部（令和 3 年 4 月 1 日施行分）の施行等に伴い、及び「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年 12 月 27 日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、必要な省令の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

- 1 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
 - (1) 有料老人ホーム設置時の都道府県知事等に対する届出事項のうち、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定める事項について、アからタまでのとおりとすること。（第 20 条の 5 関係）
 - ア 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
 - イ 事業開始の予定年月日
 - ウ 施設の管理者の氏名及び住所
 - エ 施設において供与をされる介護等の内容
 - オ 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - カ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類
 - キ 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書

- ク 施設の運営の方針
 - ケ 入居定員及び居室数
 - コ 職員の配置の計画
 - サ 老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - シ 老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
 - ス 一時金の返還に関する老人福祉法第 29 条第 10 項に規定する契約の内容
 - セ 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
 - ソ 長期の収支計画
 - タ 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- (2) 有料老人ホーム設置時の都道府県等に対する届出事項のうち、変更した際にその旨を都道府県知事等に届け出なければならないこととする老人福祉法第 29 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項について、ア及びイのとおりとすること。（第 20 条の 5 の 2 関係）
- ア 老人福祉法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
 - イ （1）のア、ウからスまで、ソ及びタに掲げる事項
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。また、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）について、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 24 第 1 項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画及び同法第 17 条の 36 第 1 項に規定する地域住宅団地再生事業計画において記載することができる有料老人ホームを整備する事業に関する事項等についても、同様の見直しを行うこと。

- 2 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正（改正省令第 2 条関係）
- (1) 医療保険の個人単位被保険者番号の活用（第 35 条、第 37 条、第 40 条、第 42 条、第 49 条、第 51 条、第 54 条、第 55 条の 2 及び第 59 条関係）
要介護認定申請等の申請書の記載事項に、医療保険被保険者番号等を追加すること。
- (2) 要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の延長（第 41 条及び第 55 条関係）
認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分と同一である場合等には、要介護更新認定における有効期間の上限を 48 か月間とすること。要支援更新認定についても同様とすること。
- (3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限についての中核市への移譲（第 140 条の 40 関係）
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先に、中核市の長を追加すること。

(4) 介護分野のデータ基盤のさらなる整備（第140条の72の5関係）

- ア 令和2年改正法の規定による改正後の介護保険法第118条の2第1項第3号の厚生労働省令で定めるサービスを、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援とすること。
- イ 同号の厚生労働省令で定める事項を、アに定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等及び当該要介護者等に提供される当該サービスの内容に関する情報並びに特定介護予防・日常生活支援総合事業を利用する居宅要支援被保険者等の心身の状況等及び当該居宅要支援被保険者等に提供される当該事業の内容に関する情報とすること。
- ウ 同条第4号の厚生労働省令で定める事項を、地域支援事業の実施の状況及び被保険者のチェックリスト情報並びにこれらに準ずる情報とすること。

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 その他所要の改正

その他、1及び2に伴い、所要の省令の規定の整備を行う。

第3 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、第2の2の(1)については、令和2年改正法の公布の日（令和2年6月12日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行すること。

○厚生労働省令第四十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第二十六号)及び地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号)の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令

(老人福祉法施行規則の一部改正)

老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前
				(身分を示す証明書)			
第五条の二	(略)			第五条の二	(略)		
2	(略)			2	(略)		
3	法第二十九条第十四項において準用する法第十八条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二の二のとおりとする。			3	法第二十九条第八項において準用する法第十八条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二の二のとおりとする。		
4	(略)			4	(略)		
第五条の五	法第二十九条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項			第五条の五	法第二十九条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項		
一	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等			一	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等		
二	事業開始の予定年月日			二	事業開始の予定年月日		
三	施設の管理者の氏名及び住所			三	施設の管理者の氏名及び住所		
四	施設において供与をされる介護等の内容			四	施設において供与をされる介護等の内容		
十	(削除)			十	(削除)		
十一	法第二十九条第九項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利用料その他の入居者の費用負担の額			十一	法第二十九条第七項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利用料その他の入居者の費用負担の額		
十二	法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類			十二	法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類		
八の二	法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類			八の二	法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類		

十三 一時金の返還に関する法第二十九条

第十項に規定する契約の内容

省令で定める事項

(削る)

(削る)

十四～十六 (略)

十四～十六 (略)

法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項

省令で定める事項

九 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

十 入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

十一 医療施設との連携の内容

十二～十四 (略)

十三～十五 (略)

十四～十六 (略)

十五～十七 (略)

十六～十八 (略)

十七～十九 (略)

十八～二十 (略)

十九～二十一 (略)

二十～二十二 (略)

二十一～二十三 (略)

二十二～二十四 (略)

二十三～二十五 (略)

二十四～二十六 (略)

二十五～二十七 (略)

二十六～二十八 (略)

二十七～二十九 (略)

二十八～三十 (略)

二十九～三十一 (略)

三十～三十二 (略)

三十一～三十三 (略)

三十二～三十四 (略)

三十三～三十五 (略)

三十四～三十六 (略)

三十五～三十七 (略)

三十六～三十八 (略)

三十七～三十九 (略)

三十八～四十 (略)

三十九～四十 (略)

四十～四十一 (略)

四十一～四十二 (略)

四十二～四十三 (略)

四十三～四十四 (略)

四十四～四十五 (略)

四十五～四十六 (略)

四十六～四十七 (略)

四十七～四十八 (略)

四十八～四十九 (略)

四十九～五十 (略)

五十～五十一 (略)

五十一～五十二 (略)

五十二～五十三 (略)

五十三～五十四 (略)

料老人ホーミーの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全額の費用（敷金（家賃の六ヶ月に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。）とする。

(必要な保全措置)

第二十一条の十一 有料老人ホームの設置者は、法第三十九条第九項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならぬい。

卷之三

省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

までの日数を乗する方法

(有料老人ホームの設置者の報告事項)
第二十一条の二 法第二十九条第一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のと

料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護・食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する受取る全額の費用（敷金（家賃の六ヶ月分に相当する額を上限とする。）として收受するものを除く。）とする。

（必要な保全措置）

第二十一条の十 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により、一時金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならぬ。

三

2 法第二十九条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

までの田数を乗する方法

(有料老人ホームの設置者の報告事項)

第二十一条の二 法第二十九条第九項の規定

により、有料老人ホームの設置者が当該該料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおり

(都道府県知事への報告)
第二十一条の三 法第二十九条第十一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

第二章

の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力）

九条第一項及び

びに同条第十三項の規定による報告の徵収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。

第三十五条 法第

る要介護認定をいう。以下同じ。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被

(都道府県知事への報告)
第二十一条の三 法第二十九条第九項の規定による都道府県知事への報告は、当該都府県知事が定める方法により、一年に二以上、当該都道府県知事の定める日まで行うものとする。

卷之三

定により報告された事項について、利用料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、
料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネット上の他の適切な方法により公表し、
ければならない。
(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に
する協力)

九条第一項及

びに同条第十一項の規定による報告の徵について、有料老人ホーム協会に協力されることができる。

第三十五条 法第

る要介護認定をいう。以下同じ。)を受け、うとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、第二十六条第一項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号

險者証未交付第二号被保険者」という。)であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。以下同じ。)(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。)

二～四 (略)

2～6 (略)

第三十七条 法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(個人番号及び医療保険被保険者番号等を除く。)並びに同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨とする。

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。)

二～四 (略)

2～6 (略)

第三十七条 法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(個人番号を除く。)並びに同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨とする。

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 当該申請に係る被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。)

二～四 (略)

2～5 (略)

第四十一条 (略)

2～5 (略)

第四十二条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2～4 (略)

第四十三条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2～4 (略)

第四十四条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2～4 (略)

第四十五条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2～4 (略)

第四十六条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2～4 (略)

第四十七条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2～4 (略)

第四十八条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～五 (略)

2～4 (略)

第四十九条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。)

二～四 (略)

2～5 (略)

第五十条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～三 (略)

2～6 (略)

第五十一条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～三 (略)

2～6 (略)

第五十二条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二～三 (略)

2～6 (略)

第五十一条

法第三十二条第三項の厚生労働省令で定める事項は、第四十九条第一項第一号に掲げる事項（個人番号及び医療保険被保険者番号等を除く。）及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあつてはその旨とする。

（要支援更新認定の申請等）

（要支援更新認定の申請等）

第五十四条

法第三十三条第二項の規定により要支援更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等（市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。）

第五十五条

2 ～ 4 （略）

（要支援更新認定の申請等）

第五十五条の二

（要支援状態区分の変更の認定の申請等）

き居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第二十七条第三項から第六項まで（第五項後段を除く。）の規定の例による。

第五三十一條の二の二 (略)

（指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等）

五百三十一條の二（略）

（指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等）

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

一四 (略)
(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

略させることができる。
一〇四 (略)
(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第二十七第三項から第六項まで（第五項後段を除く。）の規定の例による。

は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書類又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長又は、当該申請書の記載又は書類の提出を省略

請書又は書類を既に当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に所在する場合において、当該指定又

請書又は書類を既に当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができ。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第三百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第一百六十五条の六において「中核市」という。）の区域内

(法第百十五条の四十五第七項の厚生労働省令で定める情報)

第一百四十二条の六十二の十七 法第百十五条の省令で定める情報

(法第百十五条の四十五第七項の厚生労働省令で定める情報) 省令で定める情報)
百四十四条の六十二の十七 法第百十五条の四十五第七項の厚生労働省令で定める情報
四十五第七項の厚生労働省令で定める情報は、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であつて、法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業、高齢者の医療の確保に関する法律第二百三十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業の実施に必要な情報とする。

(法第百十五條の四十五第六項の厚生労働省令)
省令で定める情報

第一百四十条の六十二の十七 法第百十五條の四十五第六項の厚生労働省令で定める情報
は、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に關する調査により得られた情報であつて、法第百十五條の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業の実施に必要な情報をとする。

(市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供)

第一百四十条の六十二の十八

法第百十五條の四十五第七項の規定により情報又は記録の写しの提供を求められた他の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、同条第八項の規定により当該情報又は記録の写しを提供するに当たっては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等(被保険者に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報及び同法第二十五条第一項に規定する健康診査及び保健指導に関する記録並びに同法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び特定保健指導に関する記録並びに国民健康保険法の規定による療養に関する情報をいう。)に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものとされる。)であつて、国民健康保険団体連合会が構成するものを用いて提供する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(利用料)

第一百四十条の六十三 法第百十五條の四十五第十項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

3 | 2 (略)

法第百十八條の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、地域支援事業の実施の状況及び第二百四十九条の六十二の四第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断に係る調査並びにこれに準ずる情報とする。

第一百四十条の六十三 法第百十五條の四十五第九項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (新設)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (略)

法第百十八條の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるサービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び介護予防支援とす

(市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供)

第一百四十条の六十二の十八

法第百十五條の四十五第六項の規定により情報又は記録の写しの提供を求められた他の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、同条第七項の規定により当該情報又は記録の写しを提供するに当たっては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等(被保険者に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報をいう。)に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものとされる。)であつて、国民健康保険団体連合会が構成するものを用いて提供する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(利用料)

第一百四十条の六十三 法第百十五條の四十五第十項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (新設)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (略)

法第百十八條の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、地域支援事業の実施の状況及び第二百四十九条の六十二の四第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断に係る調査並びにこれに準ずる情報とする。

第一百四十条の六十三 法第百十五條の四十五第九項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (新設)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (略)

法第百十八條の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるサービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び介護予防支援とす

(市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供)

第一百四十条の六十二の十八

法第百十五條の四十五第六項の規定により情報又は記録の写しの提供を求められた他の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、同条第七項の規定により当該情報又は記録の写しを提供するに当たっては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等(被保険者に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報をいう。)に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものとされる。)であつて、国民健康保険団体連合会が構成するものを用いて提供する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(利用料)

第一百四十条の六十三 法第百十五條の四十五第十項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (新設)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (略)

法第百十八條の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、地域支援事業の実施の状況及び第二百四十九条の六十二の四第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断に係る調査並びにこれに準ずる情報とする。

第一百四十条の六十三 法第百十五條の四十五第九項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (新設)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (略)

法第百十八條の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるサービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び介護予防支援とす

(新設)

(市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供)

第一百四十条の六十二の十八

法第百十五條の四十五第六項の規定により情報又は記録の写しの提供を求められた他の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、同条第七項の規定により当該情報又は記録の写しを提供するに当たっては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等(被保険者に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報をいう。)に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものとされる。)であつて、国民健康保険団体連合会が構成するものを用いて提供する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(利用料)

第一百四十条の六十三 法第百十五條の四十五第十項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (新設)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (略)

法第百十八條の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、地域支援事業の実施の状況及び第二百四十九条の六十二の四第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断に係る調査並びにこれに準ずる情報とする。

第一百四十条の六十三 法第百十五條の四十五第九項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

2 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (新設)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第一百四十条の七十二の五 (略)

2 (略)

法第百十八條の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるサービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス及び介護予防支援とす

(新設)

前項の規定は、法第一百八条の二第三項

4 前項の規定は、法第百八十八条の二第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、介護保険等連情報を提供する場合について準用する。

進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。以下同じ。（市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除く。）

療保険被保険者番号等を除く)及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第二十七条第三項から第六項まで(第五項後段を除く。)の規定の例による。

第四条 介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正
介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

(介護給付等対象サービスの種類の指定の
変更の申請)

**（介護給付等対象サービスの種類の指定の
変更の申請）**

一 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進

番号 | 一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人

一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採った利用料（法第百十五条の

一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採った利用料（法第百十五条の

九 （略）	十 （略）	十一 老人福祉法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額	十二 一時金の返還に関する老人福祉法第二十九条第十項に規定する保全措置を講じたことを証する書類	十三 二十九条第十項に規定する契約の内容
一 （略）	二 当該実施主体の登記事項証明書又は条例等	二 認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同一条第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行つていな場合に限る。）を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。	三 （略）	三 （略）

<p>十一 (略)</p> <p>十二 老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額</p>	<p>十三 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容</p>	<p>十四 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容</p>
<p>十五 医療施設との連携の内容</p>	<p>十六～十八 (略)</p>	<p>(地域住宅団地再生事業計画の記載事項等)</p>
<p>第二十七条 (略)</p>	<p>二 認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行つていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 当該実施主体の条例、定款その他の基本約款</p>	<p>三～八 (略)</p>	

			九 市場調査等による入居者の見込み
		(削る)	
十一 一時金、利用料その他の入居者の費用 負担の額	九 (略)		
十一 老人福祉法第二十九条第九項に規定 する保全措置を講じたことを証する書類	十一 老人福祉法第二十九条第七項に規定 する前払金、利用料その他の入居者の費 用負担の額		
十二 一時金の返還に関する老人福祉法第 二十九条第十項に規定する契約の内容	十二 老人福祉法第二十九条第七項に規定 する保全措置を講じたことを証する書類		
(削る)	十三 入居契約に入居契約の解除に係る返 還金に関する定めがあるときは、当該定 めの内容並びに返還金の支払を担保する ための措置の有無及び当該措置の内容		
十三 入居契約に損害賠償額の予定(違約 金を含む。)に関する定めがあるときは、 その内容	十四 入居契約に損害賠償額の予定(違約 金を含む。)に関する定めがあるときは、 その内容		
十三 (略)	十五 医療施設との連携の内容		
十六 (略)			

附則

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（介護保険法施行規則第四十一条、第五十五条、第一百三十一条の三の二、第一百四十条の四十、第一百四十条の六十二の十七及び第三条の規定は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二条）附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 介護保険法施行規則第一百四十条の四十第三項の規定により届け出なければならないとされるいる変更後の届出書で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）による介護保険法（平成九年法律第百一十三号）の改正による区分の変更を理由として届け出なければならない変更後の届出書は、改正後の介護保険法の相違の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

（介護療養型医療施設に関する特例）

第三条 第二条の規定による改正後の介護保険法施行規則第一百四十条の七十二の五第三項、第四項及び第七項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六条に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスについて準用する。この場合において、第二条の規定による改正後の介護保険法施行規則第一百四十条の七十二の五第三項中「施設サービス」とあるのは、「施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三条号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六条に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスを含む。）」と、同条第七項中「介護サービス事業者」とあるのは、「介護サービス事業者（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の開設者を含む。）」と読み替えるものとする。